

少額領収書等の写し開示請求書

群馬県選挙管理委員会委員長 宛て

郵便番号
住 所

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 連絡担当者名

政治資金規正法第19条の16第1項の規定により、次のとおり収支報告書等の開示を請求します。

区分	国会議員関係政治団体の名称	年分	支出項目
少額領収書等の 写し			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
開示の実施方法	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (下記「※写しの交付媒体」を記載) 2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付 (下記「※写しの交付媒体」を記載)		
御希望の実施方法にチェックを入れてください。 (例「■」「レ」)	※写しの交付媒体 (1) <input type="checkbox"/> 紙 (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> ダウンロード <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する (保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。※別途読み取り費用が発生します。		

- 注1 一部の項目のみの開示を希望する場合は、次のうちから開示を希望する項目を選択してください。
- ① 光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費
 ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費
- 2 開示の実施方法の記入は任意です。開示決定後に、改めて申し出ることもできます。なおダウンロードによる開示は、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行った者に限られます。